

# 個人情報答申第81号

## 答 申

### 第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県監査委員（以下「実施機関」という。）が令和5年（2023年）12月27日付け令5山監査第152号で行った保有個人情報開示請求の部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、実施機関が不開示とした部分のうち、別表の欄に掲げる部分は開示すべきである。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 保有個人情報の開示請求

審査請求人は、令和5年（2023年）12月11日付で実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、「令和〇年〇〇月〇〇日付で請求のあった住民監査請求を受理前却下する過程で実施機関が作成した全ての文書（山監査第136号で山口県監査委員が〇〇に対し通知した「山口県職員措置請求について（通知）」に係る起案文書一式（添付資料を含む。）を含む。）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の処分

実施機関は、令和5年（2023年）12月27日付で、本件請求の対象として、以下12件の公文書を特定し、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

##### 〈特定した公文書〉

- 文書1 地方自治法第242条第3項の規定に基づく議会及び長への通知について
- 文書2 監査委員協議会の開催について（通知）
- 文書3 会議録
- 文書4 会議資料
- 文書5 監査委員協議会の開催について（通知）
- 文書6 会議録
- 文書7 会議資料
- 文書8 申入れ書
- 文書9 監査委員協議会の開催について（通知）
- 文書10 会議録
- 文書11 会議資料
- 文書12 請求人あて通知文書（通知）

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年（2024年）1月10日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、不開示部分の全部開示の決定を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

（省略）

#### 3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

### 第4 実施機関の説明要旨

（省略）

### 第5 審査会の判断

#### 1 法第78条第1項について

##### （1）法第78条第1項第6号について

法第78条第1項第6号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものは、不開示情報になると規定している。

これは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の事務又は事業について、意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において、様々な審議、検討又は協議が行われており、これらの各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報について、開示することによる適正な意思形成の確保等への支障が、看過し得ない程度に「不当」なものである場合に、不開示とすることを認めているものである。

ここでの予想される支障が「不当」なものかどうかは、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示することによる利益とを比較衡量して判断することとされている。

一方で、審議、検討又は協議に関する情報については、意思決定が行われた後は、一般的には当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。

また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当しうる。

## (2) 法第78条第1項第7号ハについて

法第78条第1項第7号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は不開示情報になるとし、本号ハは、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものについて不開示とすることを定めている。

ここで列挙された監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示となり得、また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは不開示情報に該当し得ると解されている。

## 2 本件処分について（法第78条第1項第6号及び第7号ハの該当性について）

審査会が、インカメラ審理により本件公文書を実際に見分し、実施機関が不開示とした箇所を確認したところ、以下のとおり認められた。

### 文書1について

実施機関が不開示とした箇所については、決裁等に係る日付や実施機関の決裁者の情報であり、法第78条第1項第6号及び第7号ハに規定される、開示により審議や意思決定、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすものではない。

### 文書2について

実施機関が不開示とした箇所については、日付や実施機関の決裁者、会議の開催に係る情報、議題の概要について端的に記載されているものであり、法第78条第1項第6号及び第7号ハに規定される、開示により審議や意思決定、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすとまでは言えない。

### 文書3について

文書2と同じ。

### 文書4について

実施機関が不開示とした箇所については、日時や議題の概要について端的に記載されているものであり、法第78条第1項第6号及び第7号ハに規定される、開示により審議や意思決定、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすとまでは言えない。

文書5について

文書2と同じ。

文書6について

実施機関が不開示とした箇所については、一部文書2と同様と認められるものがあるが、別表で示した部分以外の不開示部分は、今回の住民監査請求をきっかけとした監査に係る具体的な情報が記載されていることが認められた。従って、開示により同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれや同種の請求がなされた際の監査の手順が示されることになり、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第6号及び第7号ハの規定により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

文書7について

実施機関が不開示とした別表で示した箇所については、会議の開催に係る情報、会議の概要、請求人の主張が記載されており、法第78条第1項第6号及び第7号ハに規定される、開示により審議や意思決定、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすとまでは言えない。ただし、別表で示した部分以外の不開示部分は、文書6で審査会が不開示妥当と判断したものに關係する情報であり、開示により同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれや同種の請求がなされた際の監査の手順が示されることになり、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第6号及び第7号ハの規定により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

文書8について

実施機関が不開示とした箇所については、実施機関の決裁者の情報であり、法第78条第1項第6号及び第7号ハに規定される、開示により審議や意思決定、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすものではない。

文書9及び文書10について

文書2と同じ。

文書11について

実施機関が不開示とした箇所については、一部文書2と同様と認められるものがあるが、別表で示した部分以外の不開示部分は、文書6で審査会が不開示妥当と判断したものに關係する情報であり、開示により同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれや同種の請求がなされた際の監査の手順が示されることにな

り、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第6号及び第7号ハの規定により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

文書12について

文書1と同じ。

### 3 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査会の意見

### 1 部分開示決定通知書について

実施機関が行った本件処分に係る保有個人情報部分開示決定通知書について、開示をしない部分ではなく開示をする部分について列挙しており、このことについて、保有個人情報の開示決定等の手続き等を定めている山口県個人情報保護事務取扱要領第5の3（6）（イ）C「開示をしない部分等が多数ある場合は、部分開示決定通知書別紙に開示をしない部分等を記入すること」とし、その場合は、部分開示決定通知書の「開示をしない部分」欄及び「開示をしない理由」欄には「別紙のとおり」と記入すること」に反しているものと認められる。また、「開示をしない理由」欄についても開示をしない理由が法第78条の該当条号について包括的に記載されており、該当条号のいずれに該当するのか不明確であると認められる。

この点について、部分開示決定の場合においては、法第78条第1項の複数の号に該当するときは、開示をしない具体的な理由の対応関係が明らかになるよう留意することとされており、今後は開示をしない部分並びに開示をしない具体的な理由の対応関係を、開示をしない部分ごとに個別に明らかとするよう、実施機関に慎重かつ丁寧な対応を求めたい。

### 2 該当公文書の開示について

保有個人情報の開示請求に対しては、本来、開示請求があった個人情報を含む該当公文書全体を開示対象とすべきであるが、今回インカメラ審理により実施機関が特定した公文書を見分したところ、文書3、6、7、10、11については、文書の一部のみを抜粋し、請求人に交付していたと認められることから、当該文書については、文書全体について保有個人情報の開示、不開示を判断し、交付を行うよう実施機関に対し改善を求めたい。

## 第7 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別表（審査会が開示すべきと判断した部分）

文書	開示すべき部分
文書1	不開示部分全て
文書2	不開示部分全て
文書3	不開示部分全て
文書4	不開示部分全て
文書5	不開示部分全て
文書6	1行目から7行目、10行目から11行目、17行目から19行目、 22行目から26行目、29行目
文書7	1ページ目不開示部分全て 2ページ目5行目から8行目、10行目から11行目 3ページ目不開示部分全て
文書8	1ページ目不開示部分全て
文書9	不開示部分全て
文書10	不開示部分全て
文書11	1ページ目不開示部分全て 2ページ目5行目から9行目、11行目から12行目 7ページ目不開示部分全て
文書12	不開示部分全て

行数はいずれも空白の行は含めない行数を数える。

別紙

審査会の審査経過等

年　月　日	経　　過
令和6年　　2月15日	実施機関から諮問を受けた。
令和7年　　5月22日	事案の審議を行った
令和7年　　7月29日	事案の審議を行った。
令和7年　　10月7日	事案の審議を行った

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第二部会）委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竜 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和7年8月31日まで)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竜 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
中 坪 良 子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
綿 部 未 央	行政書士	

(令和7年10月7日現在)